

各種行事における滋賀県東近江環境事務所の後援等の承認に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、滋賀県東近江環境事務所（以下「事務所」という。）が、他の公的機関、各種団体等（以下「団体等」という。）の主催する各種行事（以下「行事」という。）に対し後援および共催（以下「後援等」という。）をする場合の基準および手続きを定め、その事務の適正な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 「後援」とは、団体等が主体となる催しについて、その趣旨に賛同する意思を表すことをいい、その内容は名義使用に限る。
- (2) 共催 「共催」とは事務所が主催者の一員として団体等が実施する行事の企画または実施に参画することをいう。

(後援等の基準)

第3条 事務所の後援等は、団体等が主催する行事であって、次に掲げる基準のいずれにも適合するものについて承認する。

ただし、過去に後援等の承認を受けた団体が第6条に規定する実績報告を行っていないと認める場合は、承認しないものとする。

- (1) 行事を実施することによって、県政の発展や振興に大きく寄与すること。
 - (2) 行事による利益が、事務所管内の複数の市町に及ぶこと。
 - (3) 専ら営利を目的とするものでないこと。
 - (4) 特定の政治団体の政治活動に関するものでないこと。
 - (5) 特定の宗教団体の宗教活動に関するものでないこと。
 - (6) 公共の福祉に反するものでないこと。
 - (7) 団体の構成員相互の親睦を主たる目的とするものでないこと。
 - (8) 行事開催場所（会場）は、保健衛生、災害防止等に関する措置が講じられていること。
 - (9) 行事の開催に当たっては、周辺環境への影響が無いよう配慮したものであること。
 - (10) その他法令、規則等に違反するものでないこと。
- 2 共催の承認については、前項各号に掲げる基準に適合し、かつ、次に掲げる基準のいずれかに適合するものについて行う。
- (1) 当該行事の内容が、事務所が行う環境行政上、積極的に関与することが特に必要な行事であること。
 - (2) 事務所管内の環境啓発を図る上で、特に有益と認められる行事であること。

(後援等の申請、承認)

第4条 行事を主催する団体等が、事務所の後援等を受けようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を事務所長（以下「所長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 名称
 - (2) 目的または趣旨
 - (3) 主催者名
 - (4) 開催日時
 - (5) 開催場所
 - (6) 参加対象者および予定人員
 - (7) 内容
 - (8) 参加料、入場料の有無および額
 - (9) 事務所以外の後援等申請先
- 2 所長は、前項の規定による申請があったときは、前条に規定する基準に基づいて申請内容を検討し、承認の諾否を決定し、その旨を申請した団体等に通知する。
- 3 所長は、必要があると認めるときは、行事を主催する団体等の役員名簿、実績等の資料の提供を求めることができる。
- 4 行事を主催する団体等は、申請時の行事計画に変更が生じ、または行事が中止となった場合は、その内容を直ちに文書で報告すること。

(承認の取消し)

第5条 所長は、前条第1項に規定する申請に虚偽の記載があったとき、前条第2項の規定による承認を取り消すものとする。

(承認行事の実績報告)

第6条 第4条第2項の規定により後援等の承認を受けた団体等は、行事終了後、速やかに、同条第1項の項目について実績報告書を提出しなければならない。

付 則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。